

議案第 5 号

小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する
規則

小城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成 27 年小城市教育委員会規則第 15 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市放課後児童クラブの位置及び定員を変更するため、規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する
規則

小城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成 27 年小城市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 桜岡第 4 放課後児童クラブの項中「小城市小城町松尾 4032 番地 5」を「小城市小城町 166 番地」に、「40 人」を「55 人」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 21 日から施行する。

議案第 5 号 小城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成27年小城市教育委員会規則第15号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第 1 （第 3 条関係）			別表第 1 （第 3 条関係）		
名称	位置	定数	名称	位置	定数
（略）			（略）		
桜岡第 4 放課後児童クラブ	小城市小城町松尾4032番地5	40人	桜岡第 4 放課後児童クラブ	小城市小城町166番地	55人
（略）			（略）		